

食品安全委員会第861回会合議事録

1. 日時 令和4年6月7日（火） 14：00～14：08

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「くん液蒸留酢酸」に係る食品健康影響評価について

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<くん液蒸留酢酸>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第861回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第861回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は1点でございます。

くん液蒸留酢酸に関する資料でございます。具体的には「食品衛生法第13条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

以上、不足の資料などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 事務局におきまして、令和3年7月1日付で委員の皆様へ御提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無に関しまして確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 令和3年7月1日以降において、確認書の記載事項に変更のある委員はおらず、ただ今の事務局からの報告のとおりということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「くん液蒸留酢酸」に関する食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

対象外物質「くん液蒸留酢酸」に関する評価書でございます。

まず、審議の経緯につきまして、資料の2ページを御覧ください。本年4月の本委員会
で評価書案について報告した後、国民から意見・情報の募集を行いまして、本日御報告す
るものでございます。

評価対象農薬の概要につきまして、5ページを御覧ください。名称はくん液蒸留酢酸で
ございます。注釈の1に記載のとおり、くん液の一種でございまして、有効成分は酢酸で
ございます。主な用途は殺菌剤、構造式等につきましては、酢酸について記載がございま
す。7. 開発の経緯等に記載しておりますとおり、本剤は酢酸がpHを下げることによって
殺菌効果を示すと考えられております。

食品健康影響評価につきまして、13ページを御覧ください。各種毒性試験の結果から、
くん液蒸留酢酸の投与によるラットを用いた急性毒性試験におけるLD₅₀値は2,000 mg/kg
体重超でございました。また、生体において問題となる遺伝毒性は認められませんでした。

くん液蒸留酢酸が農薬として使用された場合に、その使用により生ずる作物残留によっ
て、通常の食生活において食品から摂取しているくん液の量を増加させる可能性は低いと
考えられました。

以上のことから、くん液蒸留酢酸は、農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用
される限りにおいて、いわゆる対象外物質に該当すると考えられるとされました。

なお、これらの判断については、原体混在物について規格で設定された範囲内で管理さ
れることを前提としたものでございます。

国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、最後のページに参考として添付し
ております。期間中に意見・情報はございませんでした。

以上より、本評価書につきましては、農薬第三専門調査会の結果をもってリスク管理機
関に結果をお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、ど
うぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちく
ん液蒸留酢酸は農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食
品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる
ということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 特にございませぬ。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月14日火曜日14時から開催を予定しております。

また、10日金曜日9時半及び10時半時から「肥料・飼料等専門調査会」が、ウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

ここで、食品安全委員会の配信を御覧になっている皆様にお知らせをしたいと思います。

本日、6月7日は、国連で定められた世界食品安全の日です。これは食品の安全に関わる一人一人がそれぞれの役割を確認し、行動する日です。食品の安全の確保には、科学的根拠に基づいた生産から消費に至るまでの全ての人の協力が不可欠です。私もYouTubeに出演しておりますが、食品安全委員会のTwitterや共通のハッシュタグなどで共有したり、御自身の取組を発信したりして、世界食品安全の日に参加していただければと思います。

以上をもちまして、第861回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。